

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 4 年度
計画主体	七宗町

## 七宗町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 七宗町役場農林建設課  
所在地 岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3  
電話番号 0574-48-1113  
F A X 番号 0574-48-2239  
メールアドレス nouken@town.hichiso.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、ヌートリア、アライグマ
計画期間	平成24年度～平成26年度
対象地域	七宗町

(注) 1 計画期間は3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は協同で被害防止計画作成する全ての市町村を記入する

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（平成23年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・野菜（白菜・トウモロコシ	70万円 0.5ha
ニホンジカ	・タケノコ等）・いも類（サツ	70万円 0.5ha
ニホンザル	マイモ・里芋等）豆類（大豆）	60万円 1.0ha
ハクビシン	野菜（トウモロコシ・トマト等） いも類（サツマイモ・里芋等） 豆類（大豆）	20万円 0.2ha
カラス	豆類（大豆）野菜（トウモロコシ	10万円 0.1ha
ヌートリア	水稲	10万円 0.1ha
アライグマ	野菜（白菜）	10万円 0.1ha

(注) 1 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）を記入する。

### (2) 被害の傾向

七宗町は、中山間地域であり有害鳥獣による農作物への被害が町全域に及び、その被害は年々増加傾向にあり農家の生産意欲の低下が懸念されている。毎年、銃器・捕獲檻により有害鳥獣駆除を実施しているが、被害区域が広範囲になるため、農作物被害対策としては限界があり、地域が一体となって被害対策に取り組むことが必要である。さらに、近年は、ニホンジカや特定外来生物が増え、住民から積極的な駆除を求める声が上がっている。

(注) 1 近年に被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所被害地域の増減傾向）等について記入する

2 被害状況がわかるようなデーター及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害面積）	現状値（平成23年度）	目標値（平成26年度）
イノシシ	0.5ha 70万円	0.3ha 40万円
ニホンジカ	0.5ha 70万円	0.3ha 40万円
ニホンザル	1.0ha 60万円	0.7ha 40万円
ハクビシン	0.2ha 20万円	0.1ha 10万円
カラス	0.1ha 10万円	0.05ha 5万円
ヌートリア	0.1ha 10万円	0.05ha 5万円
アライグマ	0.1ha 10万円	0.05ha 5万円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 被害の指標を目標として設定することも可能

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲制度による駆除を町内猟友会が組織する駆除隊に依頼。 捕獲鳥獣の処理については、適正な方法で焼却処分をしている。	猟友会員の減少と高齢化に伴い成果が上がりにくくなってきている。また被害作物に対する有害鳥獣の特定も難しく、被害の低減に直結していない状況である。
防護柵の設置等に関する取組	町単独事業を活用し、電気柵を始め、各種防護柵等を設置することにより水稲、野菜等への被害防止対策を行ってきた。	防護柵の設置場所が広範囲となり、資材の購入費が高価になるため、必要最小限の設置となり、未設置の圃場へと有害獣が移動し、新たな被害を引き起こしている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止策の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

行政や農業者団体、猟友会等と農業者間の連絡を密にし、研修会の開催、緩衝帯の設置、防除施設を協同で設置するなどして、鳥獣対策に対する共通意識を持つことにより、知識を共有し効果的な防除を実施する。

(注) 1 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方法について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

町担当者が、農業者からの鳥獣害の被害報告を受け、状況確認を行った後、七宗町猟友会に捕獲を依頼する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス ヌートリア アライグマ	七宗町猟友会と連携して、獣類については、わな及び銃器での捕獲を行う。 鳥獣類の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する
25年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス ヌートリア アライグマ	七宗町猟友会と連携して、獣類については、わな及び銃器での捕獲を行う。 鳥獣類の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する
26年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス ヌートリア アライグマ	七宗町猟友会と連携して、獣類については、わな及び銃器での捕獲を行う。 鳥獣類の捕獲に関する有効な対策について、研究、検討する

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

主な有害鳥獣の捕獲実績は、下表のとおりであり、獣種によりばらつきはあるものの、近年被害が増加傾向にあると推測される。従って、引き続き積極的な捕獲を行う必要がある。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲実績			捕獲計画数		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
イノシシ	25頭	44頭	14頭	40頭	40頭	40頭
ニホンジカ	4	5	4	30	30	30
ニホンザル	11	14	3	20	20	20
ハクビシン	12	53	12	50	50	50
カラス	26	30	18	50	50	50
ヌートリア	0	0	0	0	5	5
アライグマ	0	0	0	0	5	5

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### 捕獲等の取組内容

山間部、農用地でのイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、ヌートリア、アライグマの駆除を猟友会の協力のもと積極的に進めていく。さらに、猟友会の協力のもとに、分布の把握、効果的な捕獲体制の確立を図っていく。捕獲手段は、銃器及び捕獲檻で実施する。

予定時期は、原則として、愛鳥週間と狩猟期間及び、その前後各15日間を除く期間とする。

捕獲予定場所については、町内全域で行うものとする。

現在行っている猟友会有害鳥獣捕獲隊による銃器及びわなを使った有害鳥獣駆除を引き続き実施し、特措法に基づく捕獲実施隊の設置を検討している。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場所は添付

する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
七宗町	現状の通りとする

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	24年度	25年度	26年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス ヌートリア アライグマ	有害獣の分布、被害実態を把握し、被害の多い地域においては、電気柵等の資材購入費の一部を助成する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証 電気柵等設置 L=1,500m	有害獣の分布等の実態を把握し、被害の多い地域においては、電気柵等の資材購入費の一部を助成する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証 電気柵等設置 L=2,000m	有害獣の分布等の実態を把握し、被害の多い地域においては、電気柵等の資材購入費の一部を助成する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証 電気柵等設置 L=2,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模について記入する。

2 設置する柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス ヌートリア アライグマ	地域において、地域懇談会、現地懇談会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。

25年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス ヌートリア アライグマ	地域において、地域懇談会、現地懇談会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。
26年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス ヌートリア アライグマ	地域において、地域懇談会、現地懇談会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

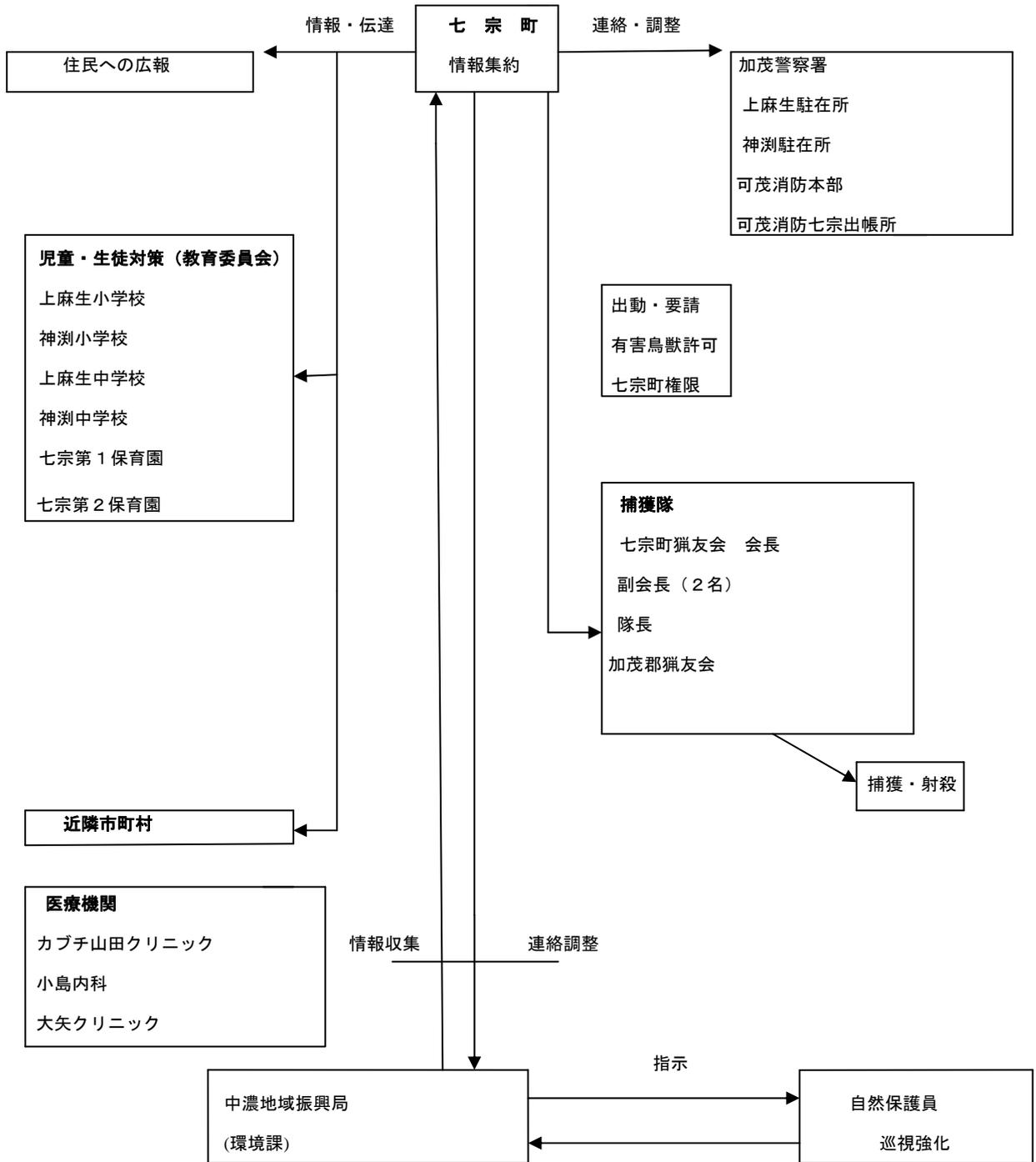
## 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岐阜県	町より受けた情報により、町に対し助言を行う。 又、関係機関に情報伝達を行う。
加茂警察署	町から受けた情報を基に、連絡・調整を行う。
七宗町	情報を収集し、防災行政無線等により、住民に周知を行う又、同時に収集した情報を警察署及び上級機関に伝達する
七宗町猟友会	七宗町から依頼を受け、敏速に行動ができるように、体制を作っておく、

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

未設置

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜県可茂農林事務所	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣の分布等の把握に対する助言を行う。
中濃振興局（環境課）	有害鳥獣の捕獲に関する助言を行う。
中濃地域農業共済事務組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
七宗町猟友会・捕獲隊	野生鳥獣の生態・習性に関する情報提供、捕獲活動を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度に、鳥獣被害対策実施隊を設置予定。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特記事項なし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに、処理施設での焼却処分を行うものとする。  
又、学術研究により検体の提供を受けた場合は、協力する。

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者や農業協同組合、農業共済組合等との連絡を密にして被害状況を的確に把握すると共に、防除と捕獲の両面から対策を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。